

相手国政府・ 相手国機関 (注1)	名 称	援 助 の 目 的 及 び 内 容	贈与の限度額又は 贈与の使用期限 (注2)	署名日 (署名日) (注3)	署 名 者	告示日 告示番号 (注4)
シエラレオネ	フリータウン電力供給システム 緊急改善計画のための贈与に関する 日本国政府とシエラレオネ 共和国との間の交換公文	フリータウン電力供給システム緊急改善計画を実施 するために必要な詳細設計に必要な役務の供与	18,000千円 H21.1.14まで	H20.1.15 アキラ(ガ ーナ)で (同日)	日本側 石川正紀在シエラ レオネ大使(ガーナにて 兼轄) シエラレオネ側 ナスラサ ・バキー・レモエ＝ドハ ーライ在ガーナ シエラ レオネ臨時代理大使	H20.1.29 61号
シエラレオネ	フリータウン電力供給システム 緊急改善計画のための贈与に関する 日本国政府とシエラレオネ 共和国政府との間の交換公文	フリータウン電力供給システム緊急改善計画を実施 するために必要な 1. 発電施設及び関連施設の建設に必要な生産物及び役 務の供与 2. 機材並びにその調達及び据付けに必要な役務の供与 3. 上記1.及び2.の生産物の輸送に必要な役務の供与 4. 上記2.の機材の操作指導に必要な役務の供与	1,651,000千円 (H20年度 119,000千円) H21.3.31まで (H21年度 1,532,000千円) H22.3.31まで	H20.5.8 アキラ(ガ ーナ)で (同日)	日本側 中村温在シエラレ オネ臨時代理大使(ガー ナにて兼轄) シエラレオネ側 オスヤン ・F・ヤンサニ在ガー ナ シエラレオネ高等弁 務官	H20.5.22 282号
シエラレオネ	食糧援助に関する日本国政府と シエラレオネ共和国政府との間 の交換公文	千九百九十九年の食糧援助規約に関連して行われる 米及びその輸送に必要な役務の供与	560,000千円 H21.3.31まで	H20.8.13 アキラ(ガ ーナ)で (同日)	日本側 石川正紀在シエラ レオネ大使(ガーナにて 兼轄) シエラレオネ側 ナスラサ ・バキー・レモエ＝ドハ ーライ在ガーナ シエラ レオネ臨時代理大使	H20.8.27 493号

(注1)国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。
(注2)贈与の使用期限については、定めのないものは、-----と記している。
(注3)日付については、平成〇年△月□日をH〇.△.□と記している。
(注4)告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。